

別表（第 29 条関係）

文書の種類		開示の方法	金 額	徴収時期
文書、図画及び写真		写しの交付（単色刷り）	1 枚につき 20 円（1 件名につき 200 円を限度とする。）に写し 1 枚につき 20 円を加えて得た金額	写しの交付のとき
		写しの交付（多色刷り）	1 枚につき 20 円（1 件名につき 200 円を限度とする。）に写し 1 枚につき 200 円を加えて得た金額	写しの交付のとき
マイクロフィルム		写しの交付	印刷物 1 枚につき 20 円（1 件名につき 200 円を限度とする。）に印刷物として出力したもの 1 枚につき 40 円を加えて得た金額	写しの交付のとき
電磁的記録	フロッピーディスク	写しの交付（フロッピーディスクに複写したものの交付）	1 件名につき 200 円（フロッピーディスク 1 枚につき 600 円を限度とする。）にフロッピーディスク 1 枚につき 200 円を加えて得た金額	写しの交付のとき
		写しの交付（印刷物として出力したものの交付）	印刷物 1 枚につき 20 円（1 件名につき 200 円を限度とする。）に印刷物として出力したもの 1 枚につき 40 円を加えて得た金額	写しの交付のとき
	その他の電磁的記録	写しの交付（印刷物として出力したものの交付）	1 枚につき 20 円（1 件名につき 200 円を限度とする。）に印刷物として出力したもの 1 枚につき 40 円を加えて得た金額	写しの交付のとき